

令和6年7月10日

(2024年)

西宮市上下水道局

越水浄水場ほか包括委託業務 評価基準

本業務は、西宮市上下水道局の水道施設・工業用水道施設（越水浄水場ほか94施設）に係る運転管理業務（運転監視等・保安全管理・その他）、関連委託業務、修繕業務及び薬品等調達業務を含む包括委託業務である。

受託者の選定にあたっては、価格のみに依らない多角的評価を実施するため、運転監視計画や保安全管理計画のみならず、リスク管理計画や従事者教育計画、環境負荷低減計画等の業務全体に亘り提案を求める公募型プロポーザル方式（「越水浄水場ほか包括委託業務に係るプロポーザル方式業者選定実施要綱」に準ずる）を採用する。

本書は、公募型プロポーザル方式における企画提案書を特定するため、越水浄水場ほか包括委託業務に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の評価の基準として示すものである。

1 企画提案書特定までの過程（時系列）

① 実施手続きの公表

② 提案募集要項等の交付

③ 参加申込書の提出

④ 参加申込書の審査

「2 参加申込書の審査・企画提案者の選定」参照

⑤ 企画提案者の選定

⑥ 企画提案書の提出

⑦ 企画提案書の審査

「3 企画提案書の審査・企画提案書の特定」参照

⑧ 企画提案書の特定

⑨ 契約内容の協議

⑩ 契約の締結

2 参加申込書の審査・企画提案者の選定

審査委員会は、提出された参加申込書（及び暴力団排除に関する誓約書、受託実績調書）を下記のプロポーザル参加資格要件（共同企業体において参加する場合、ア～カは全者要件、キは代表一者要件とする。）に照らし、企画提案者を選定する。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。

イ 西宮市上下水道局指名停止基準による指名停止措置を現に受けている者でないこと。

ウ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。

エ 民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動をおこなう者でないこと。

カ 法人税、消費税、地方消費税及び西宮市税（西宮市内に本店（本社）がある場合に限る。）に未納がある者（地方税法第15条に基づき徴収の猶予を受けている者又は国税通則法第46条に基づき納税の猶予を受けている者を除く。）でないこと。

キ 日本国内において、水道事業（水道法第3条第2項に該当するものをいう。）及び水道用水供給事業（水道法第3条第4項に該当するものをいう。）における浄水施設（浄水処理を行っていない浄水場及び排水処理施設を除く。）のうち、一日平均送配水量6,000m³/日以上（注）の運転管理業務を、同一施設で、平成21年度以降3年以上継続して元請（又は共同企業体の代表者）として受注した実績を有すること。

ク 総括責任者（業務を総合的に把握し、円滑に実施するために西宮市上下水道局と協議・連絡・調整を行う者で、受託者側の最高責任者1名を指す。）として、次に掲げる要件を全て有する者を本業務に専任で配置できること。（総括責任者は、西宮市の休日を定める条例第2条第1項に規定する市の休日を除く日の午前8：45から午後17：30において、いずれかの業務対象施設に常駐とする。）

なお、共同企業体において参加する場合は、代表一者から選任すること。

また、総括責任者が不在の時は代理人（代理人も同要件）を配置し、代理人は同時に他の職務を兼務しないこと。

- ・前項に規定する業務において、総括責任者又はそれに準ずる職としての実務経験が3年以上ある者

- ・技術士（上下水道部門）又は水道施設管理技士資格2級以上の資格を有する者

ケ 班長（運転管理業務の勤務班ごとに配置される1名を指す。）として、次に掲げる要件を有する者を本業務に専任・常駐で配置できること。

また、班長が不在の時は代理人（代理人も同要件）を配置し、代理人は同時に他の職務を兼務しないこと。

- ・水道施設管理技士資格3級以上の資格を有する者

3 企画提案書の審査・企画提案書の特定

(1) 評価の概要

審査委員会は、本業務に期待する事項の必要性・重要性を勘案して設定した当該評価基準に示す得点化基準に従って評価し、最も高い評価点を得た企画提案書を特定する。

なお、企画提案書の評価にあたり、審査委員会は企画提案者に対しプレゼンテーションを求め、審査委員会からヒアリングする機会を設ける。

(2) 評価における大項目別の配点

評価項目		配点
技術評価	業務計画に関する提案	70点
	運転管理業務に関する提案	
	関連委託業務に関する提案	
	修繕業務に関する提案	
	薬品等調達業務に関する提案	
	その他に関する提案	
価格評価	委託料に関する提案	30点
合計		100点

(3) 技術評価に係る定量評価

評価項目		主たる評価内容	
運転管理業務	運転監視等	従事者の配置・体制計画 従事者の業務経験年数	
	保安全管理	従事者の配置・体制計画 従事者の業務経験年数	
		簡易点検計画	点検の範囲・内容 点検の頻度
		詳細点検計画	点検の範囲・内容 点検の頻度
関連委託業務	従事者の配置・体制計画	従事者の有資格割合 従事者の業務経験年数	
修繕業務	従事者の配置・体制計画	従事者の有資格割合 従事者の業務経験年数	

(4) 技術評価に係る定性評価（上記（3）以外の評価項目）

定性評価	評価内容	得点算出式
A	評価項目に対し、具体的で優れた提案が示されている	配点×1.0
B	評価項目に対し、有効な提案が示されている	配点×0.8
C	評価項目に対し、提案が示されている	配点×0.6
D	評価項目に対し、提案が不十分である	配点×0.0
E	評価項目に対し、提案が示されていない（又は不適切）	失格

(5) 委託料に係る得点算出式

$$\text{価格点} = \{([\text{提案上限額 (億円)}] - [\text{当該提案額 (億円)}]) / 0.276167\} + [\text{価格評価配点}] \times 0.6$$

※【提案上限額】は 27.6167 億円（消費税及び地方消費税を含まない）

※0.276167 は【提案上限額】を 100 で除した値

※0.6 は定性評価における C 判定の得点算出係数

※上式により、価格点が 30 点を超える【当該提案額】を提案した場合、価格評価点は満点（30 点）

※小数点第 2 位を四捨五入

(6) 得点化基準

別紙 1 参照

(7) 企画提案書記載上の留意事項

- ・ 様式 8】業務計画－業務遂行計画

基本方針や組織体制、安全衛生管理等について記載すること。

- ・ 様式 9】業務計画－リスク管理計画

リスク管理項目や負担範囲等について記載すること。

- ・ 様式 10】業務計画－従事者教育計画

履行期間前及び履行期間中に、従事者に対して実施する教育や研修等について記載すること。

- ・ 様式 1 1] 業務計画－環境負荷低減計画
I S O の取得実績や環境保全に取り組む内容等について記載すること。
- ・ 様式 1 2] 運転管理業務－運転監視等－従事者の配置・体制計画
従事者の配置計画や従事者が保有する資格・経験等について記載すること。
- ・ 様式 1 3] 運転管理業務－運転監視等－運転監視計画
運転監視の実施方針や方法等について記載すること。
- ・ 様式 1 4] 運転管理業務－運転監視等－水質監視計画
水質監視の実施方針や方法等について記載すること。
- ・ 様式 1 5] 運転管理業務－運転監視等－緊急時等対応計画
社会的被害が想定される事象や突発停電等をシミュレーションし、対応策等について記載すること。
また、管理体制や訓練計画、BCP策定等についても記載すること。
- ・ 様式 1 6] 運転管理業務－保全管理－従事者の配置・体制計画
従事者の配置計画や従事者が保有する資格・経験等について記載すること。
- ・ 様式 1 7] 運転管理業務－保全管理－簡易点検計画
簡易点検の実施方針や点検項目、点検頻度、方法等について記載すること。
- ・ 様式 1 8] 運転管理業務－保全管理－詳細点検計画
詳細点検の実施方針や点検項目、点検頻度、方法等について記載すること。
- ・ 様式 1 9] 運転管理業務－その他－保安管理計画
業務計画や管理項目等について記載すること。
- ・ 様式 2 0] 運転管理業務－その他－薬品受入・調整計画
業務計画や管理項目等について記載すること。
- ・ 様式 2 1] 運転管理業務－その他－養生協力計画
業務計画や管理項目等について記載すること。
- ・ 様式 2 2] 運転管理業務－その他－正門管理計画
従事者の配置計画や管理項目等について記載すること。
- ・ 様式 2 3] 関連委託業務－従事者の配置・体制計画
従事者の配置計画や従事者が保有する資格・経験等について記載すること。
- ・ 様式 2 4] 関連委託業務－業務履行・管理計画
関連委託業務の実施方針や業務仕様（内容・範囲・頻度）、他者への再委託範囲、管理項目等について記載すること。
- ・ 様式 2 5] 関連委託業務－包括委託の効果
本業務に含まれる他の業務（運転管理業務・修繕業務・薬品等調達業務）と一括化したことによる効果や業務対象施設を一括化したスケールメリット等について記載すること。
- ・ 様式 2 6] 修繕業務－従事者の配置・体制計画
従事者の配置計画や従事者が保有する資格・経験等について記載すること。
- ・ 様式 2 7] 修繕業務－業務履行・管理計画
修繕業務の実施方針や管理項目等について記載すること。

・ 様式 2 8] 修繕業務－包括委託の効果

本業務に含まれる他の業務（運転管理業務・関連委託業務・薬品等調達業務）と一括化したことによる効果や業務対象施設を一括化したスケールメリット等について記載すること。

・ 様式 2 9] 薬品等調達業務－業務履行・管理計画

調達計画や管理項目等について記載すること。

・ 様式 3 0] 薬品等調達業務－包括委託の効果

本業務に含まれる他の業務（運転管理業務・関連委託業務・修繕業務）と一括化したことによる効果や業務対象施設を一括化したスケールメリット等について記載すること。

・ 様式 3 1] その他－その他の提案

他の評価項目にない事項について、企画提案者が自由に提案すること。

・ 様式 3 2] 委託料－委託料

年度毎に、内訳明細書に記載すること。

(8) その他

- ・ 技術評価（配点 7 0 点）の合計点が 4 2 点（7 0 点× 0. 6）未満の企画提案者は失格とする。
- ・ 技術評価の各評価項目において E が付された企画提案者は失格とする。
- ・ 提案上限額を超える委託料提案をした企画提案者は失格とする。

評価項目		様式	評価内容	配点			
技術評価	業務計画	業務遂行計画	様式 8	基本方針の妥当性、業務全体理解の成熟度	3	10	
		リスク管理計画	様式 9	リスク管理方針の妥当性、リスク想定の実度	3		
		従事者教育計画	様式 10	教育カリキュラムの妥当性、教育カリキュラムの実度	3		
		環境負荷低減計画	様式 11	環境配慮の妥当性、ISO取得状況	1		
	運転管理業務	運転監視等	従事者の配置・体制計画	様式 12	従事者配置の妥当性、従事者資格・経験の実度	5	16
			運転監視計画	様式 13	施設運用・水運用の妥当性（安全性・効率）、各施設理解の実度	4	
			水質監視計画	様式 14	施設運用・水運用の妥当性（安全性・効率）、各施設理解の実度	4	
			緊急時等対応計画	様式 15	緊急事象等対応策の妥当性、緊急事象等想定の実度	3	
		保安全管理	従事者の配置・体制計画	様式 16	従事者配置の妥当性、従事者資格・経験の実度	4	12
			簡易点検計画	様式 17	実施方法の妥当性、点検頻度・内容の実度	4	
			詳細点検計画	様式 18	実施方法の妥当性、点検頻度・内容の実度	4	
		その他	保安全管理計画	様式 19	計画の妥当性、管理項目の実度	1	4
			薬品受入・調整計画	様式 20	計画の妥当性、管理項目の実度	1	
			養生協力計画	様式 21	計画の妥当性、管理項目の実度	1	
	正門管理計画		様式 22	従事者配置の妥当性、管理項目の実度	1		
	関連委託業務	従事者の配置・体制計画	様式 23	従事者配置の妥当性、従事者資格・経験の実度	3	11	
		業務履行・管理計画	様式 24	仕様の妥当性、管理項目の実度	5		
		包括委託の効果	様式 25	スケールメリット	3		
	修繕業務	従事者の配置・体制計画	様式 26	従事者配置の妥当性、従事者資格・経験の実度	3	10	
		業務履行・管理計画	様式 27	仕様の妥当性、管理項目の実度	5		
包括委託の効果		様式 28	スケールメリット	2			
薬品等調達業務	業務履行・管理計画	様式 29	調達計画の妥当性、管理項目の実度	1	2		
	包括委託の効果	様式 30	スケールメリット	1			
その他	その他の提案	様式 31	妥当性・積極性・独創性	5	5		
価格評価	委託料	様式 32	-		30		
					100		